

3 早期対応

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 教職員からの報告を受けての対応方針の決定 |
| イ | 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言 |
| ウ | 対応記録のファイリング |
| エ | 解消の確認 |

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

- | | |
|---|---|
| ア | 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例 |
| イ | 継続的な不快や不安を感じる場合、
保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応例 |
| ウ | 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、
医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応例 |

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

- | | |
|---|--|
| ア | 好意で行った言動への指導例 |
| イ | 意図せずに行った言動への指導例 |
| ウ | 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例 |
| エ | 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例 |
| オ | 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例 |
| カ | 故意で行った暴力を伴う言動への指導例 |
| キ | いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、
継続的に行われている場合等の指導例 |

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

- | | |
|---|---|
| ア | 被害の子供の安全確保と不安解消 |
| イ | 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察 |
| ウ | 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応 |
| エ | いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼 |
| オ | 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等 |
| カ | 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応 |
| キ | 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等 |
| ク | インターネットを通じて行われるいじめへの対応 |

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告 |
| イ | 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援 |

4 重大事態 への対処

(1) 重大事態発生^キの判断

- ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解
- イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生^キの判断
- ウ 重大事態発生^キの報告

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

- ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
- イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
- エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援

(3) 加害の子供の更生^キに向けた指導及び支援

- ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
- イ 保護者への説明や協力関係の構築
- ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
- エ 別室での学習の実施
- オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援
- カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

- ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決
- イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決
- ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

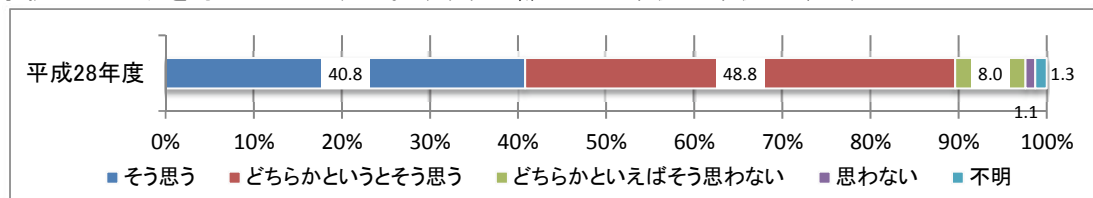
- ア 調査組織の決定と調査の実施
- イ 「不登校重大事態」における調査
- ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供
- エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告
- オ 地方自治体の長による再調査への協力

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

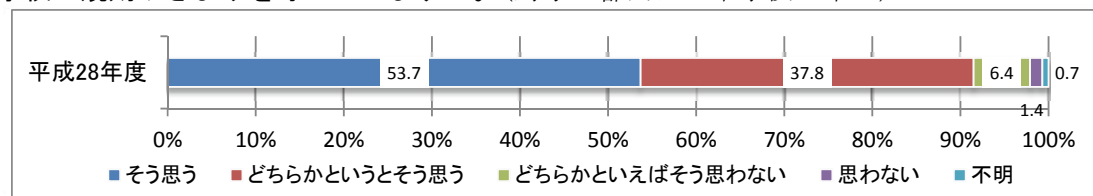
現状と課題

【図表 1】規範意識に関する自己評価

■ 学校のきまりを守っていますか。(対象：都内公立学校小学校5年生)



■ 学校の規則やきまりを守っていますか。(対象：都内公立中学校2年生)



平成 28 年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」東京都教育委員会

【図表 2】いじめを行った経験

■ あなたはいじめた経験がありますか。(対象：都内公立学校児童・生徒)

	経験がある	経験がない	無回答
小学校	55.1%	44.6%	0.3%
中学校	60.6%	39.0%	0.4%
高等学校	58.2%	41.1%	0.7%
特別支援学校	50.0%	48.4%	1.6%

平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会

- 【図表 1】の調査では、小・中学生の約 9 割が、学校の規則等を「守っている」、「どちらかといえば守っている」と回答しているが、【図表 2】の調査では、児童・生徒の 50%以上が、「いじめた経験がある」と回答しており、決まりや規則を遵守する指導のみでは、必ずしもいじめの未然防止にはつながらないことを示す結果となっている。
- いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくい学校や学級の実現を追求することが、学校におけるいじめ防止対策の基本となる。
- いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と子供との信頼関係に支えられた温かい環境の中で、「学び合いのある授業」を中核として、子供たちに人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感※1を高めたり、自尊感情※2を育んだりする指導を重視することが大切である。

※1 自己肯定感 自分に対する評価を行う際に、自分の良さを肯定的に認める感情

※2 自尊感情 自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通して掛け替えのない存在、価値のある存在として捉える気持ち

具体的な取組

ア 魅力ある授業の実現

子供たちにとって分かりやすい授業、子供たち同士が話し合い学び合う授業などを通して、子供同士が互いの良さを認め合えるようにする。

特に、次期学習指導要領で重視されているアクティブ・ラーニング※3の視点から、深い学び、対話的な学び、主体的な学びの過程を実現する授業を創造する。

また、一人一人の子供が目標をもって、集中して学習活動に取り組めるようにするなど、学習意欲を高めることができる授業への改善を図る。

そのために、教員にとって授業力※4の基盤となる「使命感、熱意、感性」、「児童・生徒理解」「統率力」を高め、これらと連動していじめを防止するための指導力を向上させる。

⑦ 教職員が工夫・改善

イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

子供たちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

また、子供たちが、互いの人格を尊重し、思いやりの心をもってほかの人と関わるようにするために、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進める。

特に、発達障害を含む障害がある子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供、東日本大震災により被災した子供等、人権上の配慮が必要な子供については、当該の子供の特性を踏まえ、日常的に保護者と連携しながら、他の子供に対して適切な指導を行う。

さらに、子供たちの規範意識を育むため、教科、道徳、特別活動や組織的な生活指導を通して、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

【いじめ防止対策推進法】

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 【参考】 ○ 人権教育プログラム（学校教育編） 平成29年3月
○ 子供たちの規範意識を育むために 平成27年7月
○ 規範意識の育成に向けて ～都立高校生活指導指針を理解するために～ 平成28年3月

① 法による義務規定

※3 アクティブ・ラーニング 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びを取り入れた学習法の総称。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループ・ディスカッション、グループ・ワーク等が一般的

※4 授業力 教員の資質・能力のうち、特に実際の授業の場面において具体的に発揮されるもの。構成要素は、本文に記載の三つに加え、「指導技術（授業展開）」、「教材解釈、教材開発」「指導と評価の計画」の作成・改善の六つ

ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）

学校や学級が、子供にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、教職員は、異年齢交流活動など、一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的に設定する（居場所づくり）。

それらの機会を通して、子供たち同士が、心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学び合いを進め、自尊感情を高めることができるようにする（きずなづくり）。

【参考】 ○ 子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料＜発展編＞ 平成 24 年 3 月 都教職員研修センター

⑥ 各学校で工夫・改善

エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

特別活動をはじめとした全教育活動を通して、子供たちが、学級・学校や地域・社会の形成者として、よりよい生活を作ろうとしたり、答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとする態度を育成する。

高等学校段階においては、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」※5において、話し合い活動やグループワークを通して、一人一人が「何を大切に、どのように生き、どのようにして幸せな世の中を築くか」などについて考えられるよう指導する。

【参考】 ○ 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 平成 28 年 3 月

⑥ 各学校で工夫・改善

オ 子供と教職員の信頼関係の構築

子供にとって、いじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、躊躇なく教職員に相談したり報告したりできるようにする。そのために、学校教育相談体制を構築する前提として、一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ、日常から子供とのコミュニケーションを十分に図るとともに、子供の訴えを受容的・共感的に聴く姿勢を大切にする。

そうした関わりを通して、学校全体に、子供と教職員が信頼関係で結ばれた温かい雰囲気醸成し、子供が不安や悩みを乗り越えて、安心して生活できるようにする。

⑦ 教職員が工夫・改善

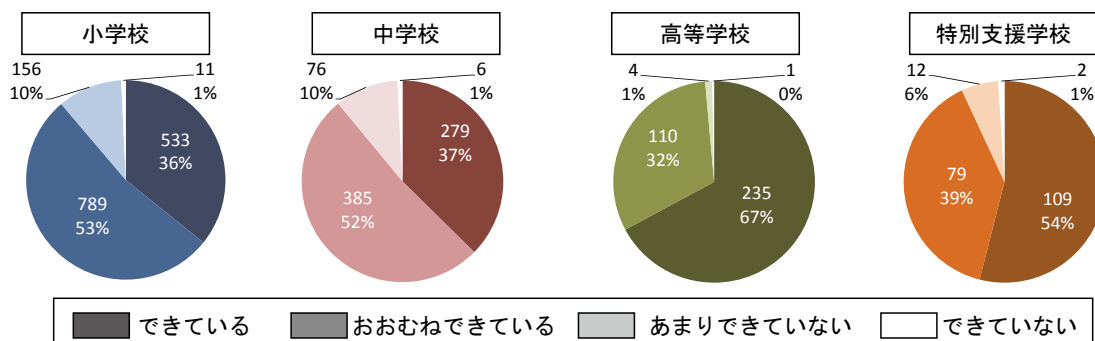
※5 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 都立高等学校全課程及び都立中等教育学校（後期課程で、平成 28 年度から教科「奉仕」に替え、1 単位必修履修で実施する都独自の教科。学習は演習と体験活動から成り、意見交換を通して、自己と異なる他者の意見などを発見し、自己の意見と比較して、自分の考えを広げることを重視

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

現状と課題

【図表 3】「学校いじめ防止基本方針」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

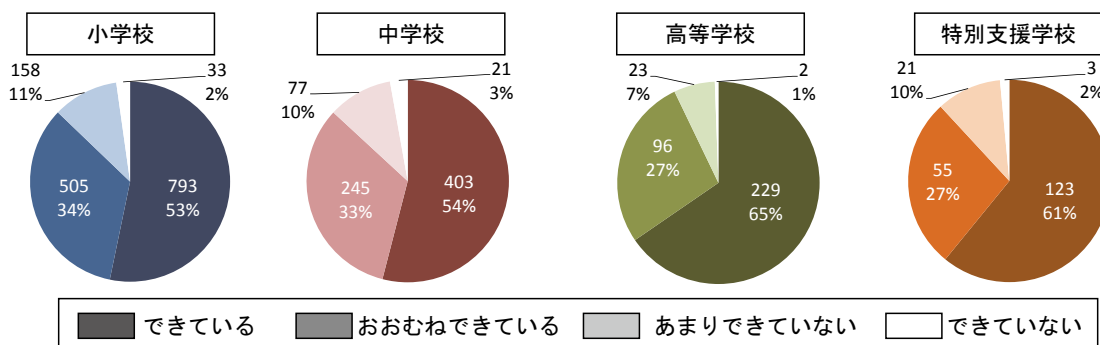
■ あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解していますか。（上段：人数、下段：割合）



平成 27 年 9 月 「『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検」 東京都教育委員会

【図表 4】「学校いじめ対策委員会」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」のメンバーを知っていますか。（上段：人数、下段：割合）



平成 27 年 9 月 「『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検」 東京都教育委員会

- 【図表 3】、【図表 4】のグラフは、都内全ての公立学校で「学校いじめ防止基本方針」の策定と「学校いじめ対策委員会※6」の設置が完了した翌年度に当たる平成 27 年度の 9 月に、全教職員を対象に、チェックリスト形式で自分の取組状況について点検を行った結果である。学校として取組が行われていても、一人一人の教員がその内容を理解し、確実に実践しているとは限らないことが示されている。
- いじめ防止対策推進法では、各学校において、いじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めることや、いじめ防止等の対策のための組織を置くことが規定されている。各学校は、実効性の高い基本方針を策定するとともに、「学校いじめ対策委員会」を中核としていじめ防止の取組が組織的に推進されるよう、その役割を明確にし、全教職員の共通理解を図っていかなければならない。
- 全ての教職員が、組織的対応を共通に実践できるようにするために、学校は、コミュニケーションを図りやすい職場環境の中で、計画的に研修を行う必要がある。

※6 学校いじめ対策委員会 いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、全ての学校に設置されている組織で、都内公立学校では、この名称で統一している。校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医及びその他校長が必要と認める者により構成

具体的な取組

ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

一人一人の教職員の力を生かしながら組織としての機能を発揮して、いじめの解決を図ることができるようにするため、管理職が、積極的に教職員に声掛けをすることにより、若手を含む全ての教職員が、主体的に学校運営に参画する意識をもてるようにし、互いにコミュニケーションを図りやすい職場環境を醸成する。

⑤ 全校で充実・推進

イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

自校の実態を踏まえて、年度末に、次年度のいじめ防止のための対策について具体的に示した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

年度当初の職員会議や研修において、所属職員が内容を共通理解するための機会を設けるとともに、全ての教職員が、保護者等に対して、分かりやすい言葉で、「基本方針」の概要を説明できるようにする。

「基本方針」に示された取組が、全ての教職員により例外なく実践されるよう、一人一人の取組状況に関する定期的な点検と啓発を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

① 法による義務規定

ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

「学校いじめ対策委員会」のメンバーと役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が子供の気になる様子や子供同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手順や方法で、この委員会に報告するかを図式化して示すなどして、教職員はもとより、子供や保護者がその役割を理解できるようにする。また、メンバーには、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえて、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする（特別支援学校を除く。）。

委員会は、スクールカウンセラーの勤務日に合わせるなどして、定期的な会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。

さらに、委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知する。⇒ 82・83 ページ参照

【いじめ防止対策推進法】

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

Q

「いじめ防止対策推進法」では、「学校いじめ対策委員会」の構成メンバーとして、教職員のほかに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者が挙げられていますが、委員構成はどのように考えればよいですか。

A

心理の専門家としてのスクールカウンセラーは必ず構成メンバーとしてください。その他の関係者については、校長の判断で委員に加えてください。迅速さが求められる場合で、外部の委員等を招集する時間がないときは、会議後に内容を伝えるなどの配慮が必要です。また、いじめの対応の検討会議に、スクールソーシャルワーカーや当該事例の関係者等の参加を求めるなどの柔軟な対応も考えられます。

なお、全都内公立学校に、「学校サポートチーム（教職員のほか、保護者、学校医、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員等により構成）」を設置していることから、委員会は教職員を中心に構成し、学校サポートチームが、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」を支援できる態勢を構築している学校もあります。

Q

定期的な会議は、どのように設定し、どのような内容について話し合えばよいのでしょうか。

A

いずれの学校でもスクールカウンセラーが「学校いじめ対策委員会」の構成員となっていることから、定期的な会議をスクールカウンセラーの勤務日に設定することが望まれます。ただし、委員全員が参加できないこともあるので、会議の内容を記録しておくことが大切です。

また、「学校いじめ対策委員会」のメンバーが、教育相談、不登校対策、特別支援教育等に関する委員会などのメンバーと一致している学校では、複数の会議を統合する、連続して実施するなど、効率化を図っている例もあります。

定例の会議では、いじめの解決に向けて対応中の事例の経過確認はもとより、ほかにいじめの可能性のある事例はないかなど、十分に確認することが必要です。

① 法による義務規定